

令和7年度（2025年度）事業

地域密着型サービス整備事業者公募要領

令和6年（2024年）7月

令和6年（2024年）8月 公募期間延長

御坊市介護福祉課

1 公募の趣旨

本市では、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、「御坊市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を推進します。

整備にあたっては、質の高いサービスを市民に提供するため、事業者を公募により選定します。

2 公募内容

施設種別 小規模多機能型居宅介護事業所 1施設

整備圏域 御坊圏域

整備年度 令和7年度

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに整備事業を完了するものとします。

3 公募期間

受付日程 令和6年8月16日（金）まで（閉庁日を除く）

事前にご予約の上、御坊市役所介護福祉課に持参してください。

令和6年9月30日（月）まで期間を延長しました。

提出書類 別紙「提出書類一覧表」を参照

提出部数 正本1部 副本2部

A4サイズ縦を原則とし、左綴じとしてください。

図面はA3版をA4サイズに折りたたんでください。

4 応募資格

以下の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地域密着型サービスを開設し、継続して安定した運営をする能力、資力等を有する法人であること。
- (2) 介護保険法第78条の2第4項及び第6項及び同法第115条の12第2項及び第4項の規定に該当しないこと。
- (3) 法人の代表者及び役員が、御坊市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体の構成員でないこと。
- (4) 法人及び法人代表者が、国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (5) 平成31年4月以降に改善命令等の行政処分を受けていないこと。

5 応募要件

- (1) 介護保険法、老人福祉法、御坊市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、御坊市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の趣旨を十分理解し、本公募要領に定める要件を遵守すること。
- (2) 事業計画は、以下の関係法令に適合したものとし、応募前に関係機関と協議すること。
都市計画法、建築基準法、消防法、農地法、文化財保護法、和歌山県福祉のまちづくり条例等
- (3) 整備予定地は、事業運営に必要かつ十分な面積を有するものとともに、事業者が確保すること。（応募時において確保されている必要はありませんが、事業予定地が確保されていること。）
- (4) 整備予定地は、原則法人が所有権を有するか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。民間から貸与を受ける場合は、地上権又は賃借権を設定し、かつ登記を行うこと。
- (5) 災害に対する安全性が確保されていること。

- (6) 事業計画について、整備予定地の自治会や周辺住民等に十分な説明を行ったうえ、同意を得ている等、必要な対応を行い、整備が円滑に行われるよう周知計画を立てること。
- (7) 地域住民が気軽に立ち寄れる交流スペースの確保に努め、地域における在宅介護への支援、地域医療との連携を行い、地域包括ケアシステムにおいて積極的な役割を果たすよう努めること。
- (8) 資金計画について、施設の運営収入が確保されるまでの資金として、借り入れを予定している場合は、年間事業の1/2分の3以上は自己資金を確保すること。
- (9) 事業に係る人員の確保について、事業計画どおりに開設、運営ができるよう有効な手法をとること。

6 補助金

本市では、和歌山県地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金を活用し、施設整備費等の補助金の交付を予定しています。（令和7年度の補助金については未定です。）

補助金を申請する場合は、施工業者の選定は入札によることなどの要件があります。

参考：和歌山県地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金交付要綱に基づく単価

（令和6年3月現在）

小規模多機能型居宅介護事業所	施設整備補助金 36,600 千円／施設数
	施設開設準備補助金 914 千円／宿泊定員数

7 選定方法

- (1) 審査は提出書類及びヒアリング（日程は個別に通知します。）ののち、御坊市地域密着型サービス等運営委員会で検討を行い、市長が決定します。
- (2) 選定結果は、文書により通知するとともに、市のホームページに掲載します。

8 留意事項

- (1) 応募が1者のみであっても、審査の結果、適正な事業運営が見込まれない場合には、選定されません。
- (2) 応募に関し、必要な費用は応募者の負担とします。

- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 本公募要領に定めるもののほか、必要な事項について別途指示する場合があります。
- (5) 提出された書類は、御坊市情報公開条例の規定により公開する場合があります。
- (6) 選定されても、介護保険事業者の指定を確約するものではありません。
- (7) 選定された法人が、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることは認めません。
- (8) 応募者が提出した書類等に虚偽の記載をした場合、又は法人に重大な法令違反があった場合は、応募・選定を無効とすることがあります。

9 提出及び連絡先

御坊市園350番地2 御坊市市民福祉部介護福祉課（2階 窓口⑦）

（来庁前にご予約をお願いします。）

ご質問・お問合せはこちらからお願いします。口頭による受付は行いません。

<https://logoform.jp/form/eUsp/648468>

二次元バーコード→



10 御坊市日常生活圏域

圏域名	人口	高齢者人口	高齢化率	小規模多機能型居宅介護事業所
御坊	6,262人	2,194人	35.0%	なし
湯川	5,885人	1,808人	30.7%	なし
藤田	3,299人	986人	29.9%	1か所
野口	1,807人	504人	27.9%	なし
塩屋	2,130人	837人	39.3%	1か所
名田	1,877人	740人	39.4%	なし
御坊市	21,260人	7,069人	33.3%	2か所

（令和6年6月1日現在/住民基本台帳）

